

覚

書

昭和47年2月12日

建設大臣官房長 大津留



自治大臣官房長 皆川 迪 夫



公有地の拡大の推進に関する法律案の提出に際し、建設省と自治省は、下記のとおり了解する。

記

1 本法律は、建設省及び自治省の共管とし、第二章については建設省を、第三章については自治省を主務とするものとする。

2



- 3 土地開発公社の主管部局については、現状を変更しないものとする。
- 4 土地開発公社に対する債務保証等今回同公社に付与することとされている優遇措置と同様の措置を、地方住宅供給公社に付与しようとする際には、協力すること。